

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

本件は管理費等の滞納があります

物件明細書の5欄に記載されているとおり、本件建物にかかる滞納管理費等が存在し、滞納管理費等及び遅延損害金の合計額は現況調査報告書に記載されているとおりです。

滞納管理費等については、建物の区分所有等に関する法律8条により、管理組合等が買受人に請求する可能性があります。

さいたま地方裁判所第3民事部

※本件は滞納管理費等が高額であることから、この注意書を入れています。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日から 令和 8 年 10 月 7 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 19 日 午前 9 時 10 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	230,000 184,000		46,000	37,070	7,943



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 川口市戸塚東二丁目 25 番地 12

建物の名称 セザール第二東川口

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 戸塚東二丁目 25 番 12 の 302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 40.87 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 川口市戸塚東二丁目 25 番 12

地 目 宅地

地 積 490.45 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 4424



物 件 明 細 書

令和 8年 8月27日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 英美子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 川口市戸塚東二丁目 25 番地 12

建物の名称 セザール第二東川口

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 戸塚東二丁目 25 番 12 の 302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 40.87 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 川口市戸塚東二丁目 25 番 12

地 目 宅地

地 積 490.45 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 4424



令和8年(ケ)第90号
令和8年6月12日受理
令和8年7月27日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 室 井 祐 介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 川口市戸塚東二丁目 25 番地 12

建物の名称 セザール第二東川口

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 戸塚東二丁目 25 番 12 の 302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 40.87 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 川口市戸塚東二丁目 25 番 12

地 目 宅地

地 積 490.45 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 4424



(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	埼玉県川口市戸塚東二丁目25番12号-302号		
建物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある	☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☐ のとおり 管理費 13,600円 修繕積立金 9,600円 住民活動協力金 1,000円	☐ 滞納はない ☒ 滞納がある H29年9月～R8年6月分 計2,560,200円	令和8年6月18日現在
管理費等照会先	株式会社穴吹ハウジングサービス		
その他の事項	管理会社によると、上記管理費等滞納金に対する遅延損害金として 1,577,611円が発生しているとのことである。		
敷地権	符号1		
現況地目	☒ 宅地（符号1） ☐ （符号） ☐ （符号）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号） ☐ 賃借権（符号）		
その他の事項	敷地に接する地番34-13（川口市所有名義）の土地は公衆用道路となっている（登記土地目も同様）。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	地方裁判所 支部 平成・令和 年（ ）第 号 保管開始日 平成・令和 年 月 日	
敷地権以外の土地	☒ ない ☐ ある		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 相手方不在のため、立会人を立ち会わせて立入り調査を実施した。
集合郵便ポスト及び玄関前には相手方の氏名の表札は存在せず、住民票には目的物件の住所から別の住所に転出した旨の記載があるものの、本件建物内には、同人の氏名が記載された水道使用水量のお知らせ（令和8年6月5日検針）や令和8年6月分の給与明細が存在した。
また、本件建物内には和室にのみ常時使用していると思料される寝具が1セット存在していたことから、相手方が単身居住し居宅として使用していることがうかがわれた。
なお、上記建物内に相手方以外の者の占有をうかがわせる郵便物等は見当たらなかった。
以上の現況から目的物件の占有関係については、2枚目のとおり認めた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

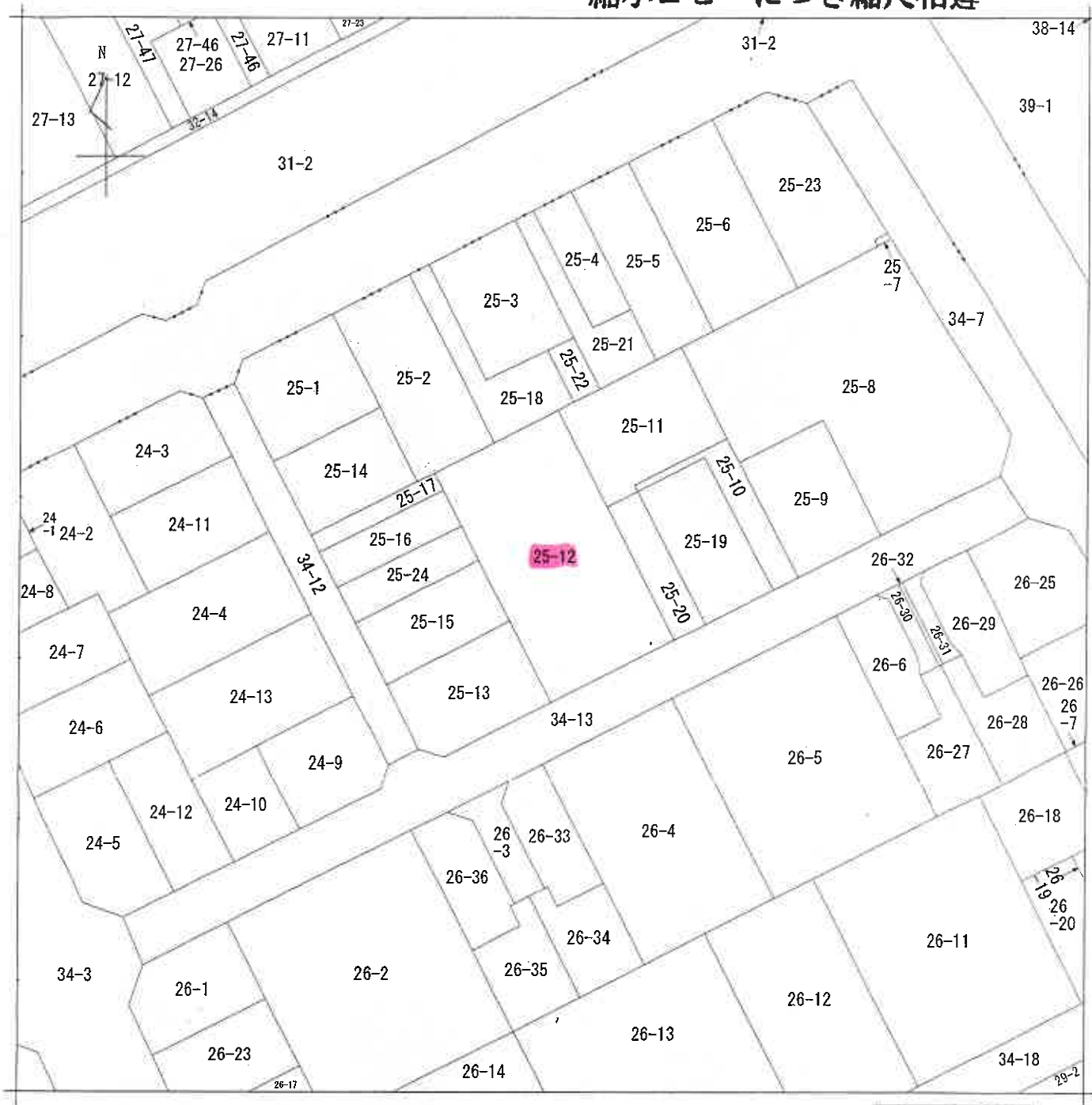
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月12日(金) 15:40-15:50	物件所在地	目的物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函
令和8年6月12日(金) 19:50-20:10	執務室	登記情報提供サービスを利用し、隣接地の登記情報取得
令和8年6月15日(月) 16:15-16:30	執務室	管理会社に対し管理費等滞納状況照会書をファックス送信
令和8年6月15日(月) 16:30-16:50	執務室	相手方に対して差押物件の占有等に関する照会書送付
令和8年6月22日(月) 16:30-16:40	物件所在地	連絡文書投函、解錠予告
令和8年7月15日(水) 12:40-12:55	物件所在地	立会人立会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年7月15日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

縮小コピーにつき縮尺相違



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

B

C

戸塚東2丁目

A 戸塚東1丁目
B 戸塚東1丁目
C 戸塚東4丁目

請求部	所在	川口市戸塚東二丁目				地番	25番12			
出力縮	力尺	1/500	精度区	甲一	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成 年月日	昭和63年10月15日				備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月13日

さいたま地方法務局川口出張所

地图整理番号：M21559

登記官

(5枚目)

(1/1)

登記年月日：平成1年10月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月13日 さいたま地方裁判所川口出張所

登記官

(6枚目)

0182532

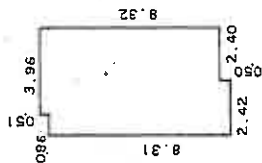
各階平面図

建物各階平面図

H1.10.6

家屋番号 戸塚東2丁目
25番12の302

建物の所在 川口市戸塚東2丁目25番地12



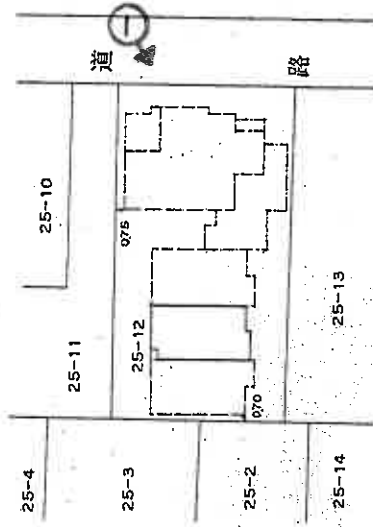
** 功 益 **

3.960 X 0.510 = 2.019600
4.820 X 7.810 = 37.644200
2.420 X 0.500 = 1.210000
イ = 40.873800
イ = 40.87 m²

縮小コピーにつき縮尺相違



写真撮影位置方向を示す



建物の存する部分 3 階

(面積 12)

作製者

平成1年7月28日(作製)

縮尺 1/250

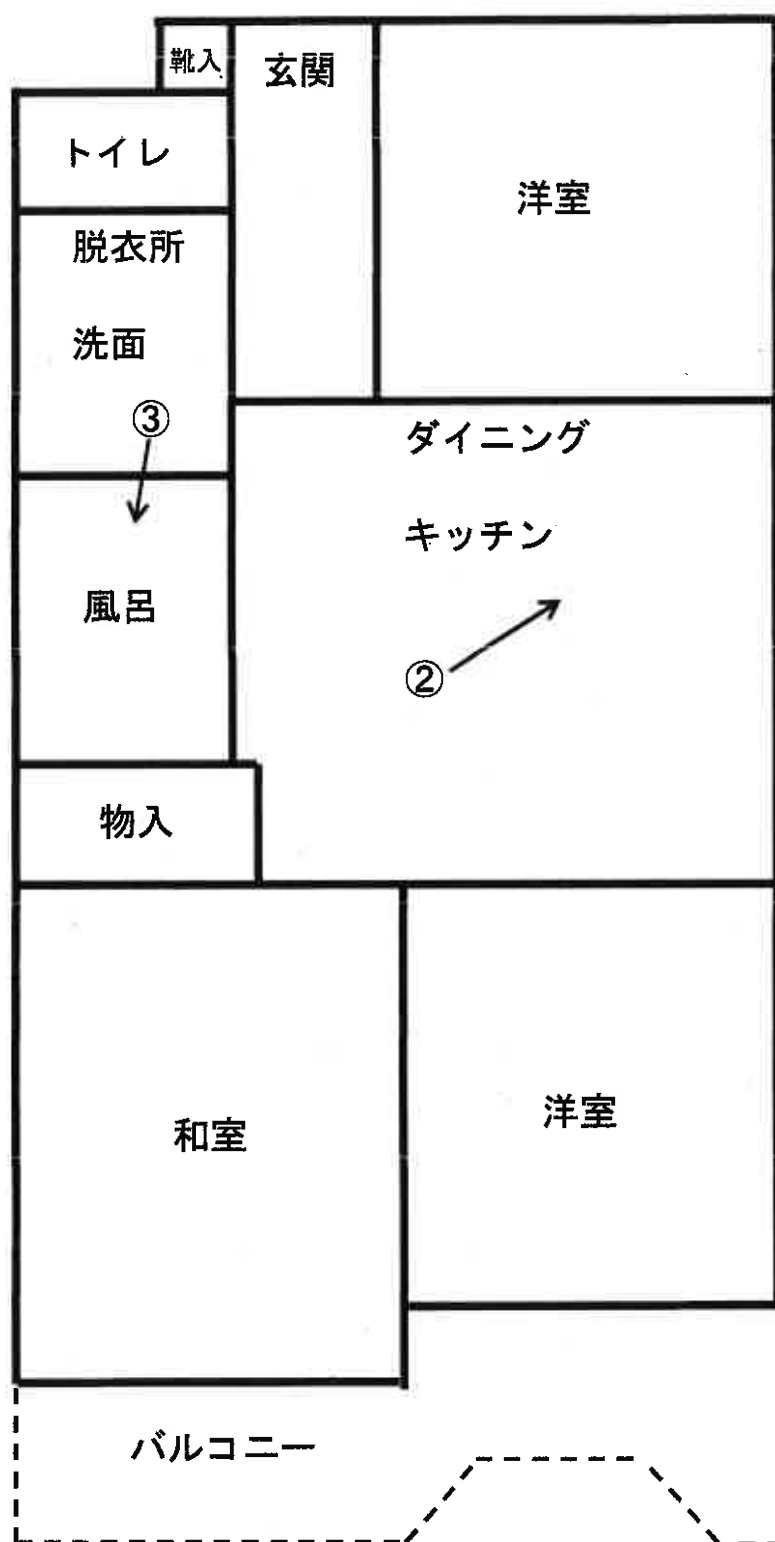
申請人

縮尺 1/500

(長縮約)

地図整理番号：M21558

建 物 見 取 図 (写真撮影位置 ○→)



①



②



③



(8枚目)

令和 8 年（ケ）第 90 号
令和 8 年 7 月 15 日 現地調査
令和 8 年 7 月 27 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

不動産鑑定士
評価人 清 岡 明

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 川口市戸塚東二丁目 25 番地 12

建物の名称 セザール第二東川口

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 戸塚東二丁目 25 番 12 の 302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 40.87 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 川口市戸塚東二丁目 25 番 12

地 目 宅地

地 積 490.45 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 4424



第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 230,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 等 建 物 の 名 称 (専有部分の表示) 家 屋 番 号 建 物 の 名 称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的 である土地の表示) 土 地 の 符 号 所 在 及 び 地 番 地 目 積 (敷地権の表示) 土 地 の 符 号 敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
1	なし		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 宅地(符号1)

位 置 ・ 交 通	JR武蔵野線等「東川口」駅南東方970m（直線距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅のなかにアパート、マンションが見られる土地区画整理済みの住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域 一部、第2種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	指定なし
	その他の規制	高さ制限22m以下(景観計画)、景観計画区域、宅地 造成等工事規制区域、土地区画整理事業済
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	490.45㎡(登記数量) ほぼ長方形 後背低地、ほぼ平坦 中間画地
接面道路の状況	南東約6m舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路)	
土地の利用状況等	本件マンションの敷地	
供 給 処 理 施 設	水 道 ガ ス 下水道	あり なし あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を 「なし」としている。
特 記 事 項	・ ない	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	セザール第二東川口
建物の用途	共同住宅（総戸数21戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成1年9月12日 経過年数：約37年 残存耐用年数：約13年
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建
仕様	屋根：陸屋根 外壁：吹付けタイル その他：特になし
設備等	管理室、ポンプ室、プロパン置場、駐車場、自転車置場、ゴミ置場等
建物の品等	使用資材：普通 施工：普通
管理の形態等	管理組合：セザール第二東川口管理組合 管理会社：株式会社穴吹ハウジングサービス 管理形態：委託管理（日勤）
管理の状況	普通
特記事項	なし

(2) 専有部分の概要(物件1)

構 造	鉄筋コンクリート造1階建
位 置	階 層 : 3階 主要開口部の方位 : 西向き中間部屋
床 面 積	登記とほぼ同じ
間 取 り	3DK バルコニーあり
仕 様	内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : クッションフロア、畳等 設 備 : 電気設備、給排水設備、ガス設備、衛生設備等 その他 : ※アスベストの存否は不明
保守管理の状態	やや劣る
管 理 費 等	管 理 費 : 13,600円(月額) 修繕積立金 : 9,600円(月額) 滞 納 額 : あり(令和8年6月18日現在) ※その他の費用等は執行官の現況調査報告書記載のとおり
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・エレベータない3階部分中間部屋住戸である。 ・多額の管理費等の延滞金、遅延損害金が発生している。

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を次のとおり求めた。

再調達原価(円/㎡) ア	専有面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
242,000	40.87	0.208	2,060,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ウ. 現価率 :

経過年数 37年、経済的残存耐用年数 13年、
観察減価率(中古建物の市場性等も考慮) 20%

$$\text{現価率} = \frac{\text{経済的残存耐用年数13年}}{(\text{経過年数37年} + \text{経済的残存耐用年数13年})} \times (1 - 0.2) = 0.208$$

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
269,000	1.00	490.45	1.0	4,424/100,000	5,840,000

ア. 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示価格(川口-28)

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 274,000 \text{ 円/㎡} \times & \frac{102.5}{100} \times & \frac{100}{104.5} \times & \frac{100}{100} \div & 269,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位 +4.5%

◇ 地域格差 : 公示地の所在する地域は対象地域に比し、各条件の格差は次のとおりである。

街路条件:100 交通・接近条件:100 環境条件:100 行政的条件:100 その他条件:100

$$1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 = 1.00$$

イ. 個別格差 : 画地条件等を考慮した。

エ. 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ. 敷地権割合 : 登記上の敷地権割合による。

2 積算価格(敷地権付建物の価格)

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を次のとおり求めた。

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格 補正 ウ	個別 格差 エ	積算価格 (円) (ア+イ)×ウ×エ
2,060,000	5,840,000	1.00	0.97	7,660,000

ウ. 価格補正 : 周辺の売買事例、売り希望事例等を参考に補正した。

エ. 個別格差 : 2階中間部屋を標準とし、階層別(3階)・位置別(中間部屋)効用比等を考慮した。

$$\begin{array}{l} \text{階層別比率 (97\%)} \times \text{位置別比率 (100\%)} \times \text{その他補正 (100\%)} = 97\% \\ \text{EVなし3階} \quad -3.0\% \end{array}$$

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は、賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の有効純収益現価の合計 ア	正味復帰価格の現価					収益価格 ア+カ
	4年目期末有効純収益 イ	最終還元利回り ウ	3年目期末復帰価格 ※1 エ $\text{イ} \div \text{ウ} \times (1 - 0.03)$	複利現価率 ※2 オ	正味復帰価格現価 エ×オ カ	
669,464円 (12.1%)	381,691円	6.4%	5,785,004円	0.842	4,870,973円 (87.9%)	5,540,000円 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 5.9\%)^3 \approx 0.842$$

- ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。
- イ 4年目期末有効純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。
- ウ 最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。
- エ 3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。
- オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。
- カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

両試算価格には開差が生じたが、元本と果実たる賃料の相関関係等を考量すると、この程度の開差はやむを得ない。よって、本件評価では積算価格と収益価格を比較考量して、調整後の価格を下記のとおり査定し、競売市場を前提とした評価額を以下のとおり求めた。

	占有減価修正前 の試算価格(円) ア	占有減価修正 イ	試算価格(円) ア×イ
①積算価格	7,660,000	1.00	7,660,000
②収益価格	—		5,540,000
③調整後の価格(円)	6,600,000		

イ.占有減価修正：なし

2 評価額の判定

調整後の価格に市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の 控除減価 (円) オ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ-オ
6,600,000	1.00	0.70	0.05		230,000

イ.市場性修正：なし

ウ.競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ.滞納管理費等相当額の減価：管理費等の滞納及び通常の売却までの期間を考慮した。

オ.その他の控除減価(敷金等)：なし

第6 参考価格資料

地 価 公 示 価 格 : (川口-28)
所 在 : 埼玉県川口市戸塚東2丁目13番8内
「戸塚東2-13-20」
価 格 : 274,000円/㎡
位 置 : JR武蔵野線等「東川口」駅約1100m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 117㎡
供 給 処 理 施 設 : 上水道・公共下水道・ガス
接 面 街 路 : 南東6.0m市道
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅が多い区画整理済の住宅地域

第7 附属資料

- ① 位置図
- ② 付近図
- ③ 公図写
- ④ 建物図面・各階平面図
- ⑤ 建物見取図

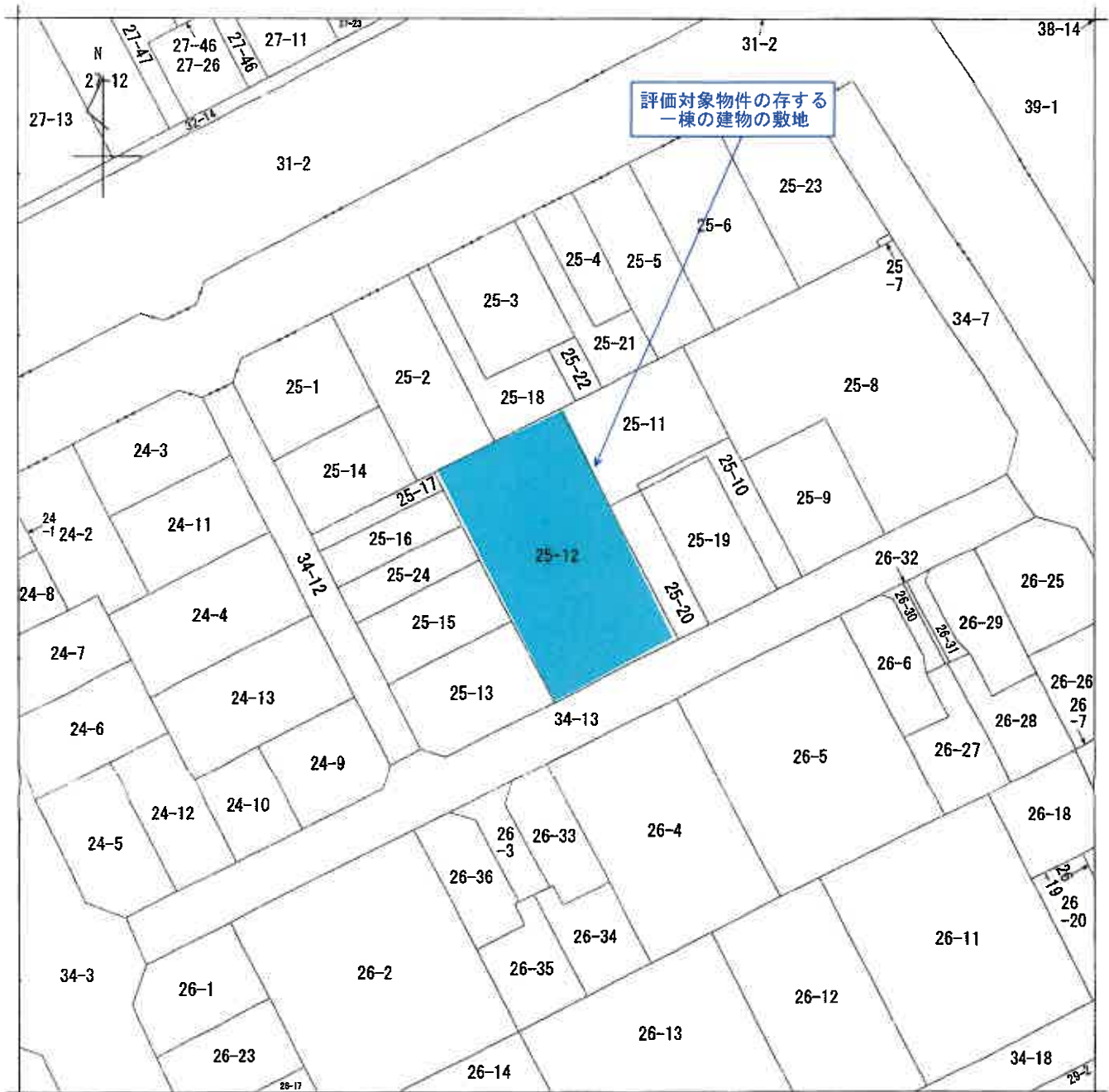
以下余白

地理院地図 Vector

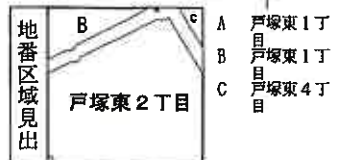


地理院地図 Vector





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市戸塚東二丁目				地番	25番12			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和63年10月15日			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

70%縮小コピー (原本サイズA3)

令和8年4月13日
さいたま地方法務局川口出張所
登記官

地図整理番号: M21559
(1/1)



登記年月日：平成1年10月6日

0182532

各階平面図

家屋番号
戸塚東2丁目
25番12の302

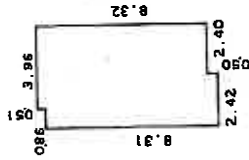
建物の所在
川口市戸塚東2丁目25番地12

建物各階平面図

H1.10.6

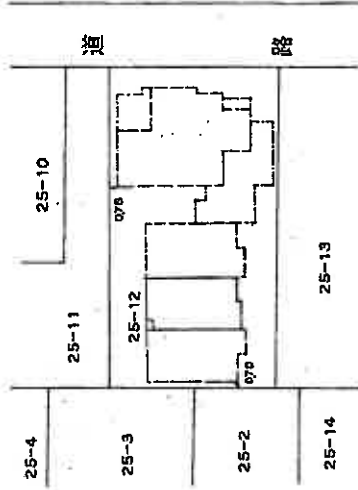
これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和8年4月13日 さいたま市地方支務局川口出張所

登記官



※ 工 事 計 画 ※

3.960 X 0.510 = 2.019600
4.820 X 7.810 = 37.844200
2.420 X 0.500 = 1.210000
キ イ = 40.873800
40.87 m²



建物の存する部分 3 階

(日 時 記 号)

作製者

土地調査

元年7月28日作製

縮尺 1/250

申請人

代表取締役

縮尺 1/500

(長 短 縮)

建物見取図

